入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年7月8日

支出負担行為担当官

東北森林管理局長　飛山　龍一

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　05

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　山元地区第二十治山工事

⑶　工事場所　宮城県亘理郡山元町山寺地内外

⑷　工事内容　盛土工　341,412㎥

⑸　工期　平成28年３月29日まで。

⑹　本工事は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。

また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し審査する施工体制確認型総合評価落札方式及び低入札価格調査制度対象工事で厳格な調査を実施する特別重点調査の適用工事である。

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は特定建設工事共同企業体を活用する対象工事である。

⑼　本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、平成27年11月10日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

⑽　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑾　本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている単体又は経常建設共同企業体、特定建設工事共同企業体であること。

なお、特定建設工事共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定しない者であること。

⑶　東北森林管理局における平成27・28年度一般競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営に関する客観的事項の総合評点（客観点数）が1,150点以上であること。

なお、特定建設工事共同企業体として本競争に参加を希望する場合の代表者にあっては、上記点数が1,150点以上、構成員にあっては1,000点以上であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成12年４月１日以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：治山関係事業における海岸防災林復旧工事等の海岸工事であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

①　１級若しくは２級土木施工管理技士の資格を有する者又は、次のいずれかに該当する者。

ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

イ　技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は建設部門又は農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」、「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

ウ　これらと同等の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

②　平成12年４月１日以降に、上記２⑸に掲げる同種の工事経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上のものに限る。）。

なお、各森林管理局・署等発注の工事でかつ、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が65点未満のものは実績と認めない。

③　監理技術者が必要となる工事にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に３ヶ月以上ある者。

⑤　特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち１人が上記の要件を満たしていること。

⑺　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下、「申請書」という。）及び技術提案書（以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年６月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　各森林管理局・署等が発注した森林土木工事で、次のすべての事項を満たしていること。

①　平成25年度から平成26年度の過去２年度に完成・引渡しが完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。

②　平成26年４月１日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。

③　特定工事建設共同企業体又は経常建設共同企業体にあっては、当該特定建設共同企業体又は経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は「国土防災技術株式会社」である。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）